

大山国立公園協会活動支援事業実施要綱

制定 平成 22 年 4 月 23 日

(事業目的)

第 1 条 本事業は、大山国立公園協会（以下「協会」という。）が、国立公園大山における自然環境、歴史、文化保全活動や啓発事業を行う団体等への支援を行い、国立公園大山の発展に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「助成金」とは、協会が、事業を行う協会以外の者に対して相当の反対給付を受けないで交付するものをいう。

2 この要綱において、「事業」とは助成金の交付の対象となる事務又は事業を言い、「事業者」とは助成金の交付を受けて事業を行う者をいう。

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は法令を遵守し、この要綱の定めに従って誠実に事業を行うよう努めなければならない。

また、事業の実施について、随時協会への情報提供に努めなければならない。

(助成対象事業)

第 4 条 本要綱に基づき対象とする事業は別表に定めるとおりとし、協会は、予算の範囲内で事業者に助成金を交付する。

(助成金の交付の申請)

第 5 条 助成金の交付の申請（以下「交付申請」という。）をする者は、協会が別に定める日までに次の書類を提出しなければならない。

(1)申請書（別紙）

(2)（過去に活動実績がある者）過去の活動報告書、会計報告書

(3)（団体の場合）寄付行為、定款、又は規約等

2 提出先は、協会事務局（鳥取県西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課。以下「事務局」という。）とする。

(助成金の交付の決定)

第 6 条 協会は、前条により提出された書類により審査し、原則として交付申請を受けた日から 20 日以内に助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。なお、交付決定は会長決裁とする。

(助成金の交付の条件)

第 7 条 協会は、交付決定をする場合において、交付目的を達成するため必要があると認めるときは、当該交付決定に条件を付することができる。この場合においては、当該交付申請に係る対象事業の遂行が不当に困難とならないようにしなければならない。

2 前項の規定により付す条件は公正なものでなければならず、必要な限度を超えて事業者に不当に干渉するようなものであってはならない。

(交付決定の通知)

第8条 協会は、交付決定をしたときは、交付申請をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 交付決定の内容
- (2) 交付申請に係る事項に修正を加えて交付決定をしたときは、当該修正の内容
- (3) 助成金の交付の条件
- (4) その他協会が必要と認める事項

2 協会は、交付申請を受けた場合において、助成金等を交付することができないと認めるときは、交付申請をした者に対し、助成金等を交付しない旨及びその理由を通知するものとする。

3 協会は交付決定をしたときは役員に前項に掲げる事項を報告するものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定による通知（以下「交付決定通知」という。）を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該交付決定通知を受けた日から起算して20日以内に限り、交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により交付申請が取り下げられたときは、当該交付申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

(事業の変更等)

第10条 事業者は、交付決定（この項（次項において準用する場合を含む。）の規定による承認（以下「変更等の承認」という。）を受けた場合にあつては、変更後のものとする。）に係る次に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならない。

- (1)活動地域の変更
- (2)活動内容の重要な変更
- (3)事業に必要な経費の増額及び3割以上の減額

2 前項の規定は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合について準用する。

3 変更等の承認を受けようとする事業者は、変更承認申請書を協会に提出しなければならない。

4 協会は、前項により提出された書類を審査し変更等を認めるときは、20日以内に承認の決定を行うものとする。なお、変更等の承認の決定は、会長決裁とする。

5 第6条第2項、第7条第1項及び第8条（第1項第4号を除く。）の規定は、変更等の承認について準用する。

(遂行等の指示)

第11条 協会は、次のいずれかに該当するときは、事業者に対し、必要な措置をとるよう指示することができる。

- (1) 事業が、交付決定の内容又はこれに付された条件（以下「決定内容等」という。）に従って遂行されていないと認めるとき。
- (2) その他交付目的を達成することが困難であると認めるとき。

2 事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を協会に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 対象事業が予定の期間内に完了しないことが明らかになったとき。
- (2) その他決定内容等に従って対象事業を遂行することが困難になったとき。

(実績報告)

第12条 事業者は、次のいずれかに該当するときは、実績報告書を協会に提出しなければならない。

- (1) 事業がすべて完了したとき。
- (2) 事業を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 交付決定を受けた年度が終了したとき（前2号に該当する場合を除く。）。

2 事業者は、前項による実績報告書を事由が生じた後、20日以内に協会に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第13条 協会は、前条の規定による報告を受けたときは提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、対象事業が決定内容等に従って遂行されていると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し事業者に通知するものとする。

（概算払）

第14条 申請者が概算払により助成金の支払を希望した場合、協会は概算払により助成金の支払をすることができるものとする。

2 前項の規定により概算払をする場合、協会はその旨事業者に通知する。

（支払の時期等の変更等）

第15条 事業者は、前条の通知に基づく助成金の支払の時期若しくは額の変更又は支払の停止を求めるときは、次に掲げる事項を記載した当該助成金の支払に係る申出書に当該事業に関する資金計画書を添えて協会に提出しなければならない。

- (1) 申出者の住所及び氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）
- (2) 申出年月日
- (4) 交付決定通知の年月日
- (5) 交付決定額
- (6) 請求の内容（支払の時期若しくは額の変更又は支払の停止の別）
- (7) 支払の時期若しくは額の変更又は支払の停止を求める理由

2 協会は、前項の申出があった場合であって、前条の通知の内容を変更するときは、その旨及びその変更の内容を事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第16条 協会は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事業者及びその使用人が、事業に関し、法令、条例等に違反したとき。
- (2) 事業者及びその使用人が、この要綱の決定内容等に違反したとき。
- (3) 事業者が、第11条の規定による指示に従わないとき。

2 前項の規定は、交付額確定通知を行った後においても適用があるものとする。

3 協会は、第1項の場合以外においても、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定内容等を変更することができる。ただし、事業のうち既に遂行した部分については、この限りでない。

- (1) 天災地変その他交付決定後生じた事情の変更により、事業の全部又は一部を遂行する必要がなくなったとき。
- (2) 次のいずれかの事由（事業者の責めに帰すべきものを除く。）により、事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき。

- ア 事業者が事業を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと
- イ その他交付決定後に生じたやむを得ない事由

4 協会は、第1項又は前項の規定により交付決定を取り消し、又は決定内容等を変更したときは、事業者に対しその旨を通知するものとする。

(助成金の返還)

第17条 協会は、前条第1項又は第3項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金を支払っているときは、期限を定めて、その部分について支払った額の返還を命ずるものとする。

2 協会は、交付額確定通知を行った場合において、当該交付額確定通知に係る額を超える助成金を既に支払っているときは、期限を定めて、その超える額の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第18条 協会は、第16条第1項の規定による交付決定の取消しに基づき、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、当該返還を命じた者（以下「返還義務者」という。）に対して、返還義務者が当該助成金を受領した日（以下「受領日」という。）から返還を命じた額（以下「返還命令額」という。）の納付を完了した日までの日数に応じ、当該返還命令額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該返還命令額から既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することができる。

2 協会は、前項の規定により加算金を徴収する場合は、前条の規定により助成金の返還を命ずる際に、あらかじめその旨を返還義務者に通知するものとする。

3 助成金が2回以上に分けて支払われた場合における第1項の規定の適用については、返還を命ぜられた助成金は、最後の受領日に受領したものとし、返還命令額が当該受領日に受領した額を超えるときは、それぞれの受領日に受領した額の合算額が返還命令額に達するまで順次受領日をさかのぼり、それぞれの受領日にそれぞれの額を受領したものとする。

4 返還義務者は、返還命令額を指定された納付期限までに納付しなかったときは、当該納付期限の翌日からその納付を完了した日までの日数に応じ、その納付しなかった額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付しなかった額から既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。

(財産の管理)

第19条 事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産を、交付目的に従って適正に管理しなければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、助成金に係る事務の円滑かつ適正な執行を図るため必要な事項は、協会が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和5年 5月25日から施行する。

別表

区 分	内 容		
1 事業対象者	国立公園大山において、2に定める活動を行う団体又は個人を対象とする。 （国・県・市町村は対象外） ただし、次の要件をいずれも満たすこと。 ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。なお、個人事業主の場合は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。 ②暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。		
2 事業対象活動	国立公園大山における次の活動を対象とする。 ①自然環境・野生動植物の保護・保全・普及啓発活動 ②歴史及び文化の掘り起こし・保全・普及啓発活動 ③自然公園制度及び思想の研究・普及啓発活動 ④その他、協会が国立公園大山の発展に必要と認める活動		
3 対象経費	2に掲げる活動の実施に要する次の①～④の経費を対象とする。		
	①活動経費	資材費、消耗品費、備品購入費（パソコンや自動車など汎用性の高いものは対象外）、機器リース料、募集・広告費、ボランティア保険料 等	
	②事務経費	旅費交通費（ただし、職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）に基づく額を上限とする。）、通信費、リース料、印刷代、収入印紙等代 等	
	③人件費	講師・専門家への謝礼（当該活動や研究に直接携わる者の恒常的な人件費は対象外） 等	
	④その他	協会が助成対象として適当であると判断した経費	
4 年間助成金額	①助成額	当該活動に係る収支見込により、不足が生じる額	
	②助成限度額	1対象者につき、1年当たり100千円を限度とし、予算の範囲内で助成	
5 助成対象期間	毎年度4月1日から3月31日までの期間を対象とする。		
6 助成審査基準	次の事項を満たす事業に対し助成する。		
	区分	助成初年度	2年目以降
	①事業目的	事業（取組）内容が、国立公園大山の発展に資するものである。	—
	②事業主体	取組を行うことが確実な事業主体である。	—
	③収入	(協会助成金以外の収入がある場合) その収入が確実に見込める。 (収入が協会助成金のみの場合) 他からの収入の可能性についても検討している、又は	

		検討済である。	
	④支出	過大な見積りとなっていない。	実績を踏まえた適切な経費見積となっている。
	⑤内容・成果	目的に合致する成果が見込まれる事業内容である。	これまでの取組結果を踏まえた課題の抽出や進捗管理が実施されている。